使用届出書記載例

様式第1(第3	条関係)	(表面)			該当しない	部分を消去			
	(特定)	施設 (有害	物質貯蔵	策指定施設) 設置 (使用、	、 変更)届出	書		
							年	月	日
都道府県知事	殿		,						
(市町)			「 「 「	届出者	氏名又は名称及 人にあつてはそ			印	
水質汚濁阞	5止法 第 5	,条第 / 項、	/ 第2項	又は第 3 5	スにめつてはで 夏 (第6条第1			の規定	定に

より、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について、次のとおり届け出ます。

よりく 一 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大					
工場又は事業場の名称		工場等名称記載	※整理番号		
工場	湯又は事業場の所在地	工場等所在地記載	※受理年月日	年 月 日	
	特定施設の種類		※施設番号		
	有害物質使用特定施設の該当 の有無	有 □ 無 □	※審査結果		
第	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備 考		
5 条	△特定施設の設備(有害物質使 用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。			
第 1	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。			
項関	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。			
係	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。			
_	△排出水の排水系統別の汚染 状態及び量	別紙5のとおり。			
	△排出水に係る用水及び排水 の系統	別紙6のとおり。			
	有害物質使用特定施設の種類				
第	△有害物質使用特定施設の構 造	別紙7のとおり。			
5条第2項	△有害物質使用特定施設の使 用の方法	別紙8のとおり。			
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。			
関係	△特定地下浸透水の浸透の方 法	別紙10のとおり。			
	△特定地下浸透水に係る用水 及び排水の系統	別紙11のとおり。			

様式第1(第3条関係)(裏面)

	有害物質使用特定施設又は有 害物質貯蔵指定施設の別	☑ 有害物質使用特定施設 □ 有害物質貯蔵指定施設	該	こレ印を記入
	△有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		C V HI & BL/
第 5 条	△有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
第 3 項	△有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の使用 の方法	別紙14のとおり。		
関係	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番 号及び名称(指定地域特定施設にあつては、名称)を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入 すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届 出書に限つて欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 9 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

有害物質使用特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) の構造

工場又は事業場にお ける施設番号		
有害物質使用特定施 設又は有害物質貯蔵 指定施設の別	有害物質使用特定 施設 (有害物質貯蔵	
型 式	指定施設) 毎に記載	
構造		
主 要 寸 法		
能力		
配置		
床面及び周囲		設置年月日のみ記載
設 置 年 月 日	年月日	年 月 日
工事着手予定年月日	年月日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

「配置の欄には、地下に配置されている場合には、その旨記載すること。

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設備

工場又は事業場にお		
ける施設番号		
有害物質使用特定施 設又は有害物質貯蔵 指定施設の別	有害物質使用特定 施設(有害物質貯蔵	
設備	指定施設) 毎に記載	
構造		
主 要 寸 法		
配置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること 「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨 記載すること

「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること 「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されて いる場合にはその旨を明記すること。

有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法

工場又は事業場におけ る施設番号		
有害物質使用特定施設 又は有害物質貯蔵指定 施設の別	有害物質使用特定 施設 (有害物質貯蔵	
設 置 場 所	指定施設) 毎に記載	
操業の系統		
使 用 時 間 間 隔		
1日当たりの使用時間		
使用の季節的変動		
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用指定施設の場合に限る。)		
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		
その他参考となるべき 事項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、 それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

届出様式においては義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検 の内容などについて、必要に応じて添付することが望ましい。

その他参考となるべき事項の欄には、有害物質使用特定施設の場合において、有害物質の製造、処理を行っている場合には、製造、処理を行っている有害物質の種類を記載することが望ましい(届出がなされた特定施設のうち、どの施設が有害物質使用特定施設になるかを把握するため)。なお、有害物質を使用している場合、原材料の欄に記載される場合には、改めて記載する必要はないが、記載されていない場合にはその他参考となるべき事項の欄に記載する。

用水及び排水の系統 (搬入及び搬出の系統)

施設において製造され、 使用され、又は係る有害物質に係る有害物系統(場合有害物系統)で 使用を変えて、 使用を変え、 では有害のではない。) ではあるではないでは、 ではないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			
	用途	使 用 水	用水使用量(m³/日)
用途別用水使用量			

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。